

竹田市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン

1. 目的

このガイドラインは、「竹田市地域新エネルギービジョン」に基づき、事業者と市民の相互理解のもとで、竹田市内において設置される再生可能エネルギー発電設備について、事業者が計画段階において検討すべき事項として、災害の防止、良好な景観の形成、生活環境の保全を図るための配慮事項等を示すとともに、発電設備の設置に関連する法令等の事前確認の実施により、適正な設置等を誘導することを目的とする。

また、本ガイドラインを周知するとともに、一定規模以上の発電設備の設置手続き等に関して、要綱を定めることとする。

2. 対象となる発電設備

(1)本ガイドラインにおいて対象とする発電設備は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(平成23年法律第108号)第2条第4項に規定する設備(送電に係る鉄塔等を除く。)で、土地に自立して設置等されるものを対象とする。

(2)前項における「設置等」とは、施設の新設、増設又は大規模な改修をいう。

3. 対象となる地域

本ガイドラインは、市内全域を対象とする。ただし、隣接の自治体において発電設備の設置等を行う場合であっても、本市に影響を及ぼす恐れがある場合は、本ガイドラインの適用を要請する。

4. 発電設備の設置に配慮する区域及び設置できない区域

(1)次に掲げる区域は、発電設備の設置を避けるか、設置する場合は慎重な検討を行う等配慮すること。

土砂災害防止法により指定された土砂災害警戒区域

市内の河川沿い

文化財や遺跡(埋蔵文化財包蔵地)等が所在する場所及びその周辺

尾根線上、高台又は丘陵地

住宅地の周辺

良好な自然景観が維持されている地区

(2)次に掲げる区域は、発電設備の設置が原則できない。ただし、災害等による緊急の発電設備の設置やその他特別の事情、理由によるものについては、別途協議するものとする。

「竹田市景観計画」に景観形成重点地区として定める「町並み景観エリア」及び「眺望景観エリア」

前号に規定するエリアの隣接地周辺

5. 適正に発電設備の設置を誘導するための配慮事項

災害の防止、良好な景観の形成及び生活環境の保全の観点から、次のような配慮をすること。

(1) 発電設備の設置に伴う災害の防止

土地の形質変更は最小限にとどめること。

雨水を敷地内で処理できる対策をとること。

土砂の流出を防止する対策をとること。

(2) 良好な景観の形成

発電設備を設置する周辺の眺望景観を阻害しないよう、発電設備の設置位置や形態意匠・色彩に配慮すること。

河川、湖沼等の水辺空間を損なわないよう、発電設備の設置位置や形態意匠・色彩に配慮すること。

幹線道路の沿線景観の連続性と調和するよう、発電設備の設置位置や形態意匠・色彩に配慮すること。

発電設備は、周囲の景観と調和を考慮して、低明度及び低彩度のものを使用し、特に、太陽光モジュールは、低反射で模様が目立たないものを使用すること。

尾根線上、高台又は丘陵地に発電設備を設置する場合は、伐採等により樹木の連続性(稜線)を乱したり、土地形状に違和感を与えないよう配慮すること。

上記 から の事項を含め、その他良好な景観形成を保持するため、「竹田市景観計画」及び「竹田市景観条例」を遵守すること。

(3) 生活環境の保全

住宅地に近接する場所に発電設備を設置する場合は、圧迫感、騒音、熱、反射等に配慮して、敷地境界から後退、若しくは、植栽を設けて遮蔽するなどの対策をとること。

道路に接する場所に発電設備を設置する場合は、道路の見通しの妨げにならないよう敷地境界から後退させるなどの対策をとること。

上記 及び を含め、その他良好な生活環境の保全を維持するため、「竹田市環境保全条例」を遵守すること。

6. 事業の周知等

事業計画の説明については、小規模な発電設備で、近接する住民や土地の所有者への周知だけで十分な場合や、メガソーラー等の大規模な発電設備で、近接する住民や土地の所有者に加えて、防災面や景観面で影響が考えられる地域の住民や自治会など、広範囲への周知が必要とする場合がある。このため、大規模な発電設備については、事業者が周知する範囲を市に相談するとともに、率先して住民への説明

会を開催し、住民の意見を聞くなどの対応を行うこと。周知等に当たっては、次の方法等により、住民との合意形成を図るよう配慮すること。

(1)お知らせ看板の設置

事業者は、事業内容の概要や問い合わせ先を記載したお知らせ看板を事業に着手する前から工事が完了する日まで、敷地内の見やすい場所に設置すること。

(2)事業計画の周知

発電設備を設置する前に、事業者は近接する住民等への回覧、戸別訪問などにより、事業内容を周知するとともに、事業に対する意見等の把握に努めること。

(3)説明会の開催

事業者は、円滑に事業を進めるため、地元住民説明会を開催し、合意形成を図るよう努めること。

(4)苦情の対応

事業に関する苦情がよせられたときは、事業者は誠意をもって速やかに対応すること。

7. 発電設備の適切な管理

発電設備設置後は、管理等について次のとおり適切に対処すること。

(1)管理看板の設置

無人の発電設備において、火災や土砂流出等が発生した場合又は周辺に緊急事態が起こった場合など、事業者に連絡を取ることができるよう、発電設備の名称、設置場所の住所、発電設備の発電出力、事業者の名称及び連絡先その他必要な事項を記載した管理看板を敷地内の見やすい場所に設置すること。

(2)敷地内への立入防止

事業者は、発電設備の敷地内に事業関係者以外の者が容易に立ち入ることがないように、フェンスを設置するなどの安全対策をとること。

(3)発電設備敷地内の除草及び清掃

発電設備の敷地内は、定期的に除草や清掃を行うこと。

(4)発電設備が破損した場合の対応

自然災害、その他の事由により発電設備が破損した場合、事業者は被害を最小限にとどめ、速やかに復旧又は撤去すること。

(5)発電設備を撤去する場合の対応

発電設備を撤去する場合は、関係法令に基づいて、事業者は速やかに適正な処理を行うこと。

(6)発電設備を廃止した場合の跡地

発電設備を廃止した場合は、その跡地について、そのまま放置せず、事業者は適切な措置をとること。

(7) 事故等が発生した場合の対応

自然災害や事故、機器の故障等が発生した場合、速やかに対応できるよう、緊急時の連絡網や事象別の対応を示した、緊急対応マニュアルを作成するなどの措置をとること。

8 . 事前確認

発電設備の設置は、事業計画の内容によっては、法令等の制限を受ける場合や許可等が必要となる場合があるため、事業者は発電設備の設置に関連する法令等を所管する担当課で事前に確認して、可否を判断し円滑に事業を進めること。

9 . 一定規模以上の発電設備の設置手続に関する要綱

景観や生活環境に影響を与える可能性の高い、一定規模以上の再生可能エネルギー発電設備の設置については、より適正な設置の誘導を図るため、災害の防止、良好な景観の形成及び生活環境の保全を図る観点から、届出対象となる区域、発電設備の規模、配慮事項、事業の周知、法令等の事前確認等を規定した「竹田市再生可能エネルギー発電設備の設置手続に関する要綱」を定めている。

事業者は要綱に定める一定規模以上の再生可能エネルギー発電設備を設置する場合は、要綱に規定した配慮事項、諸手続き等を踏まえて、市に届出を行うこと。

10 . 発電設備の設置等に当たっての市の窓口

事業者は、企画情報課を市の窓口として、再生可能エネルギー発電設備の設置等について届出及び調整を行うこと。